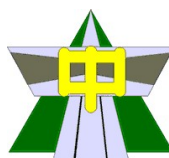


令和 8 年度

新陵中学校



# PTA総会議案書

## < 総 会 次 第 >

1. 開会のことば
2. P T A 会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 転入教職員の紹介
5. 議長選出
6. 審議
  - (1) 令和 7 年度 P T A 活動報告
  - (2) 令和 7 年度 P T A 一般会計・特別会計決算報告
  - (3) 札幌市 P T A 共済会掛金会計報告
  - (4) 会計監査報告
  - (5) 令和 8 年度 P T A 活動方針案
  - (6) 札幌市 P T A 共済会加入について
  - (7) 令和 8 年度 P T A 会計予算案
  - (8) 令和 8 年度 P T A 役員選出
  - (9) その他
7. 議長退任
8. 旧役員退任のあいさつ
9. 新役員就任のあいさつ
10. 連絡
11. 閉式のことば

期 日： 令和 8 年 4 月 20 日（月）

場 所： 新陵中学校

日 程： 授業参観 12：50～13：40

学年・学級 P T A 13：50～14：30

P T A 総会（体育館） 14：40～15：40

体文振総会（体育館） 15：40～16：30

## 令和7年度 新陵中学校PTA年間活動報告

	役員会、運営委員会	事務局	1年生委員会	2年生委員会	3年生委員会	5組委員会
4月	15：PTA総会	9：PTA入会式	15：学級PTA	15：学級PTA	15：学級PTA	
5月		2：手稲区P連総会				
6月	12：役員会 25：第1回運営委員会					
7月			10：ラベンダー 刈り	10：ラベンダー 刈り	10：ラベンダー 刈り	
8月						
9月						
10月		10：手稲区P連 事務局交流会				
11月		14：標準服リサイクル 18：事務局会議（臨時）	18：学年・学級 PTA	18：学年・学級 PTA	18：学年・学級 PTA	
12月	12：役員会（臨時）	9：事務局だより発行				
1月	29：役員会					
2月	20：第2回運営委員会					
3月		10：3年生体育大会 17：2年生体育大会 19：1年生体育大会 臨時PTA総会（書面） 事務局だより発行				
備考	事務局だより発行（年2回） 区P・市P会議（随時）					

### 新陵中PTA活動のひとこま

ラベンダー刈り



次年度新1年生向け  
リサイクル販売会



## 令和7年度 PTA 学級委員アンケート結果

### 1. はじめに

令和7年度は学級委員の皆様へアンケートを実施いたしました。  
PTA活動の「生の声」をまとめましたので、ご報告いたします。

### 2. 活動のボリュームと運営への評価

：非常に**ポジティブな傾向**と捉えます。

【問1：活動のしやすさについて(グラフ参照)】

・80%以上の方が「余裕を持って参加できた」「概ねバランス良く参加できた」と回答されています。

・「かなり工夫して時間を作った」という方は0名でした。

【問4：業務内容の把握について】

9割の方が、何をすればよいか事前に分かりやすかったと回答されています。

【問5：活動費の金額について】

7割以上の方が「適切」と感じており、活動環境は概ね整えています。

### 3. 活動の魅力(やってよかった!の声)

複数回答で多かったメリットや、達成感を感じた活動です。

良かったことTOP2：問2参照

①学校の様子や雰囲気がよく分かった(圧倒的多数)

②保護者同士のつながり、先生と接する機会が増えた

達成感があった活動：

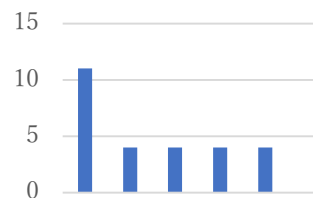
「運営委員会」「ラベンダー刈り」「学年PTA」が同等に高く、やりがいを感じていただける機会になったと思われます。

問1：活動のボリュームは継続しやすいバランスでしたか？

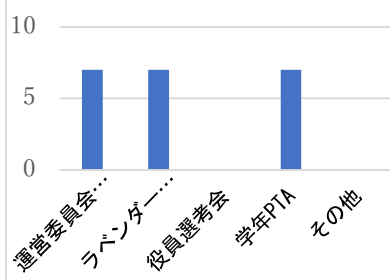


- 1. とても余裕を持って参加できた
- 2. 概ねバランスよく参加できた
- 3. 調整が必要な場面もあった
- 4. かなり工夫して時間を作った

問2：活動を通じて「良かった」と感じたことは？複数回答



問3：「この活動はスムーズだった」「達成感があった」と思うものは？(複数回答)



問4：「何をすればいいか」は事前に示されていたか？



- 1. はい
- 2. どちらかといえば、はい
- 3. どちらかといえば、いいえ
- 4. いいえ

問5：活動費について金額は適切だと思うか？



- 1. 適切だと思う
- 2. 多いと思う
- 3. 少ないと思う
- 4. わからない

### 4. 自由記述メッセージのご紹介

委員の皆様から届いた温かいメッセージの一部をご紹介します。

「中学生になり学校の様子がわからなかったのも、役員になって先生や他学年の話も聞けて良かったです。事務局の準備もスムーズで、お菓子も用意していただき運営委員会が楽しみでした！」

「お忙しい中、細やかな配慮のもとでの活動ありがとうございます。」「1年間楽しかったです！」

### 5. おわりに

アンケート結果から、「学校の様子を身近に感じながら、無理なく楽しく活動できる」環境であることが再確認できました。

# 令和7年度 一般会計 決算

令和 8年 4月 2日

## 〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	備 考
繰越金	506,075	506,075	
会 費	600,000	644,664	
雑収入	0	1,029	預金利息
合 計	1,106,075	1,151,768	

## 〈支出の部〉

項 目	予算額	決算額	差引残高	備 考	
1. 会議費	会議運営費	50,000	43,019	6,981	役員会・運営委員会等
2. 需要費	1. 消耗品費	30,000	7,234	22,766	事務用品等
	2. 印刷費	20,000	0	20,000	コピー用紙・インク等
	3. 通信費	15,000	9,310	5,690	役員通信費等
	4. 渉外費	35,000	3,500	31,500	三校交流会・区P懇親会等会費
	5. 備品費	30,000	13,976	16,024	PTA室備品代
	小 計	130,000	34,020	95,980	
3. 活動費	1. 学年費	90,000	90,000	0	1学級 10,000×9学級
	2. 研修費	50,000	6,300	43,700	研修大会・会議等交通費
	3. 環境整備費	15,000	8,010	6,990	ふれあい活動(ラベンダー刈り)
	4. 卒業記念品費	80,000	74,865	5,135	証書ケース・胸花
	5. 慶弔費	50,000	114,792	△64,792	
	6. 特別活動費	40,000	22,754	17,246	体育祭ドリンク代等
	7. 事務局費	40,000	33,455	6,545	
	小 計	365,000	350,176	14,824	
4. 分担金	220,000	192,580	27,420	市P協・区P連分担金	
5. 部活動支援費	0	0	0	体文振への支援金	
6. 各種団体負担金	0	0	0	各種団体・中体連・中文連等の負担金	
7. 表彰費	20,000	32,000	△12,000	役員への表彰・記念品等(R8より廃止)	
8. 予備費	321,075	199,301	121,774	事務機器の更新等	
9. その他	0	0	0	特別会計繰出等	
総 計	1,106,075	851,096	254,979		

総収入 1,151,768 円 - 総支出 851,096 円 = 次年度繰越 300,672 円

## 令和7年度 特別会計 決算

令和 8年 4月 2日

### 〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
前年度繰越金	2,192,170	
標準服リサイクル収益金	24,300	
資源回収助成金	19,876	新生町内会資源回収収益金
預金利息	3,763	
合 計	2,240,109	

### 〈支出の部〉

項 目	決 算 額	備 考
	0	
合 計	0	

総収入 2,240,109円 - 総支出 0円 = 次年度繰越 2,240,109円

## 令和7年度 札幌市 PTA 共済会掛金会計 決算

令和 8年 4月 2日

### 〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
繰入金(保険料)	189,520	生徒 480円×314口 保護者・教職員 140円×322口
預金利息	0	
合 計	189,520	

### 〈支出の部〉

項 目	決 算 額	備 考
保険料	189,520	
その他	0	
合 計	189,520	

総収入 189,520 - 総支出 189,520 = 0円

# 令和7年度 新陵中学校PTA 会計監査報告

令和8年4月2日

札幌市立新陵中学校PTA  
会長 渡邊 和則 殿

監査委員 伊藤 早好子  
近澤 恵美



令和7年度新陵中学校PTA会計監査を令和8年4月2日に実施し、その結果を報告します。

## 1. 監査を行った会計

- 1 一般会計
- 2 特別会計
- 3 札幌市PTA共済会掛金会計

## 2. 監査結果

各会計とも収支については、帳簿と領収書との照合の結果、いずれも正確であった。  
また、残高については、預金通帳により確認し、いずれも正確に保管されていることを確認した。



【令和8年度】

## 新陵中学校PTA活動と運営について

### 1. 会費について

皆様からお預かりする会費の使い道を精査し、「より公平に、全生徒へ還元できる形」へと適正化に取り組んでいます。

**PTA会費（一家庭5,900円/年、月約492円）**：年4回に分けて学校徴収金として引き落とし

①活動費(1,800円)…一般会計：会議費や需用費（印刷・通信、渉外）や学年PTA活動費、体育大会ドリンク購入、慶弔、P連負担金、教育団体支援など

特別会計：奨励費（卒業記念品）、特定の事業のための予算

（例：卒業式フォトスポット幕購入）

②部活動支援金(3,600円)…部活動支援（中体連・中文連等）への遠征支援、大会参加費など

③PTA共済会掛金(今年度のみ年500円)…別紙『2026年度札幌市PTA共済会のご案内』参照

### 2. 主な活動の紹介（令和7年度活動例）

「できる人が、できる時に、できるカタチで」、活動を行います。

- ・ラベンダー刈り：ラベンダーを刈り取って学校花壇の整備活動に寄与しています。
- ・リサイクル販売：大切に使われた標準服等を次の方へ繋ぐ、家計と環境に優しい活動です。
- ・体育大会・行事支援：飲料の提供などで子供たちが安全に活動できるようサポートします。
- ・生徒会主催のボランティア清掃参加への声かけ（今年度～）。

### 3. 活動を支える運営体制（会員による運営）

PTA活動は、会員の皆さまの「会費」とそれを形にする「運営」のバランスで成り立っています。

- ・事務局（役員会）：活動の企画・運営を行うコーディネーター役です。
- ・会計監査：PTA会費の監査をしていただきます(年2回ほど)。
- ・学級委員：会員の代表として、お預かりした会費を「全生徒への還元」という形に変えるための運営サポーターです。「PTA活動の心臓部」を少しずつ分担して支えていただいています。各学級より2～4名の方にサポートしていただきます。

※活動内容：運営委員会(年2回)への出席、ラベンダー刈り(7月)、役員選考(10月頃に2回)  
学年諸費監査(1月頃)

※安心ポイント：「一人で全部」ではなく、学年や事務局、先生とチームで動きます。先生との距離が縮まり、学校の様子がよく見えるというメリットがあります。

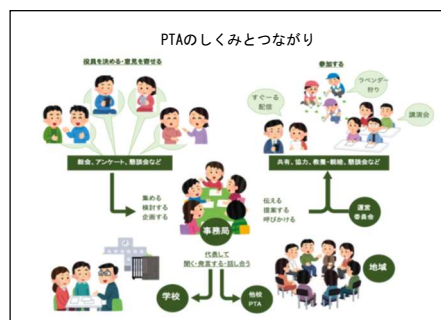
お仕事等で時間が取れない！という方は

「会費での応援」

日程が分かれば協力できそう！という方は

「運営でも応援」

想いを「それぞれのカタチ」で、子供たちのための活動の維持にどうかご理解とご協力をお願いいたします！



#### 4. 事務局の「いつかできたらいいな☆」リスト

(※実現できなかつたらごめんなさい！挑戦に向けて調整中です！)

##### 【新陵祭を盛り上げたい！】

- ・保護者の方がホッとできる休憩所、「保護者カフェ」の設置。
- ・子供達が喜ぶ何らかの企画。

##### 【学校の味を体験したい！】

- ・懐かしの味？今の給食ってどんな味？を保護者も楽しめる「給食試食会」の再開。
- 開催決定はしましたが、日程など調整中です！お楽しみに☆

##### 【もしもの時に備えたい！】

- ・親子で、または生徒たちが楽しく防災を学ぶ、地域の皆様と「避難所体験」の実施。

##### 【ご理解いただきたいこと】



上記の企画は、あくまで事務局の「やりたいことリスト」です。状況により実施を見送る場合もございます。その時は、「できなかつたらごめんなさい！」の精神で、まずは「やってみたい！」というワクワクを大切に、夢を語らせていただき、できることから一歩ずつ挑戦させていただきます！

どうか温かく見守っていただき、実現した際には、ぜひとも会員の皆様のお力を貸していただけると嬉しいです！

新しい「PTAのカタチ」を皆さんと一緒に作っていかれたらと思っています！

※他にも、会員の皆様のご意見やご要望があれば、学校に足を運ばれた際などに、玄関下駄箱の「PTA ご意見ボックス」へご投函ください。(今年度より実施します！)

# 2026年度

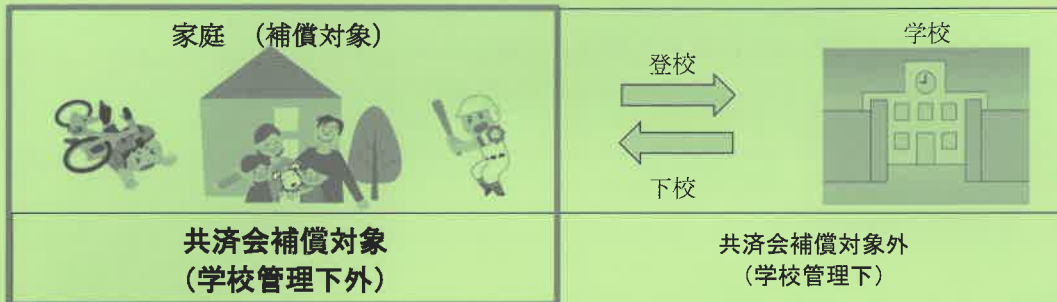
(2026年6月1日～2027年3月31日)

## 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

### ●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。  
※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

### 学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

#### 家庭生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

#### 地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

#### スポーツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



#### 外出先でのけが

- ・海に行って岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

### ●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

#### PTA行事での事故事例

##### 行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

## ●概要

### 共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日

※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

### 共済掛金

500円(10ヶ月分)

※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円

※教職員・支援者等は1名につき120円

※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合 120円+380円=500円

1世帯、児童2名の場合 120円+380円+380円=880円

### 補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中(往復途上を含む)
<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA会員である保護者及び教職員</li> <li>PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者</li> <li>児童、生徒等の同居の親族</li> </ul>	PTA活動中(往復途上を含む)

### 共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。

各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

### 事故報告

ー原則としてけがの発生日から30日以内ー

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

### 共済金の請求

ー治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時ー

学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

### 時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

## ●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して**3日目以降**においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

## ●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか?

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

## ●給付金額

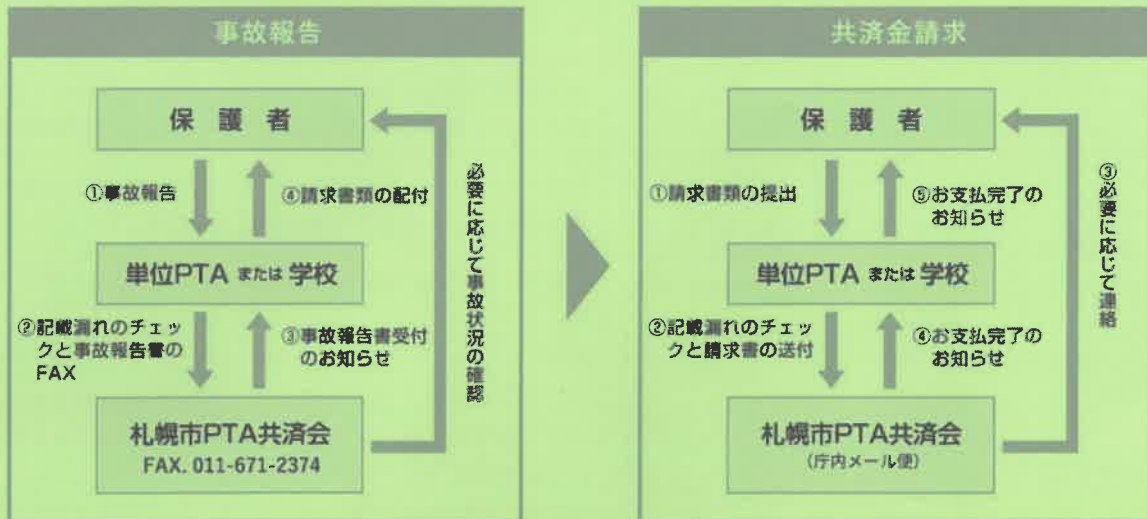
共済金の種類	学校管理下外	P T A活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5 ～100 万円	25～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 <b>【限度日数】</b> 事故の発生日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生日から起算して 3 日目以降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る ※ P T A 活動中の補償については日数条件はなし <b>【限度日数】</b> 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院(往診を含む)を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合 (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定(装具類は対象外)。 <b>【種類による限度期間】</b> ・ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間(ただし、手指・足指の場合は 14 日間)。		

※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外(対象) … 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下(対象外) … 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」

## ● 事故発生から共済金が支払われるまで



## ● 共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)
  - (※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)
  - (※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返しで起こる野球肘(肩)・リトルリーグ肩(肘)・テニス肩(肘)・ジャンパー膝(膝蓋腱炎(膝蓋靭帯炎) / 大腿四頭筋腱付着部炎)・分裂膝蓋骨(炎)・ランナー膝・疲労骨折・たな傷害(滑膜ヒダ傷害)・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症(シーバー病・セーバー病)、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が支払対象外となります。

(注意) P T A 行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。  
 ※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

## 一般社団法人 札幌市 P T A 共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10  
 札幌市生涯学習総合センター 3F  
 TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市 P T A 共済会 ホームページ  
<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>



## 令和8年度 一般会計 予算 (案) 令和 8年 4月 20日

### 〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考
繰越金	506,075	300,672	
会 費	644,664	1,513,940	5900×(家庭 233.6+教職員 23)
雑収入	1,029	0	預金利息
合 計	1,151,768	1,814,612	

### 〈支出の部〉

項 目	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考	
1. 会議費	43,019	50,000	役員会・運営委員会等	
2. 需要費	1. 消耗品費	7,234	15,000	事務用品等
	2. 印刷費	0	10,000	コピー用紙・インク等
	3. 通信費	9,310	24,000	役員通信費等
	4. 渉外費	3,500	35,000	三校交流会・区P懇親会等会費
	5. 備品費	13,976	10,000	PTA室備品代
	小 計	34,020	94,000	
3. 活動費	1. 学年費	90,000	100,000	1学級 10,000×10学級
	2. 研修費	6,300	20,000	研修大会・会議等交通費
	3. 環境整備費	8,010	10,000	ふれあい活動(ラベンダー刈り)
	4. 卒業記念品費	74,865	0	証書ケース・胸花
	5. 慶弔費	114,792	60,000	
	6. 特別活動費	22,754	50,000	体育祭ドリンク代等
	7. 事務局費	33,455	40,000	
小 計	350,176	280,000		
4. 分担金	192,580	71,000	市P協・区P連分担金	
5. 部活動支援費	0	930,000	体文振への支援金	
6. 各種団体負担金	0	16,000	札幌市教護協会・札幌市特別支援教育協議会 北海道特別支援学級教育連盟	
7. 表彰費	32,000	0	役員への表彰・記念品等(R8より廃止)	
8. 予備費	199,301	21,612		
9. 特別会計繰出金	0	200,000	卒業記念品費等	
10. 札幌市 PTA 共済会掛金会計繰出金	0	152,000	札幌市 PTA 共済会掛金	
11. その他	0	0		
12. 繰越金	300,672	0		
総 計	1,151,768	1,814,612		

## 令和8年度 特別会計 予算（案）

令和 8年 4月 20日

### ＜収入の部＞

（単位：円）

項 目	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考
前年度繰越金	2,192,170	2,240,109	
標準服リサイクル収益金	24,300	0	
資源回収助成金	19,876	0	新生町内会資源回収収益金
繰入金	0	200,000	一般会計より繰入
預金利息	3,763	0	
合 計	2,240,109	2,440,109	

### ＜支出の部＞

項 目	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考
卒業記念品費	0	200,000	卒業証書入れ・胸花・紅白饅頭
学校備品購入支援費	0	500,000	高額備品購入にあたっての支援
新陵祭参加事業費	0	100,000	新陵祭 保護者休憩所の整備費用
繰越金	2,240,109	1,640,109	
合 計	2,240,109	2,440,109	

## 令和8年度 札幌市 PTA 共済会 予算（案）

令和 8年 4月 20日

### ＜収入の部＞

（単位：円）

項 目	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考
繰入金（保険料）	189,520	152,000	一般会計より繰入
預金利息	0	0	
合 計	189,520	152,000	

### ＜支出の部＞

項 目	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備 考
保険料	189,520	152,000	
その他	0	0	
合 計	189,520	152,000	

新役員

(案)

(当日配布)

## 第1章 名 称

第1条 この会は「札幌市立新陵中学校保護者と先生の会（PTA）」といい、事務局を同校内に置く。

## 第2章 目 的

第2条 この会は保護者と教職員がそれぞれの理解と協力に基づき、会員の教養を高めると共に、学校と家庭と社会における生徒の健全な育成と福祉を図ることを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 この会は前条の目的を達成するために、次のことを行う。

1. 会員の研修に関すること。
2. 会員の厚生・親睦に関すること。
3. 生徒の教育環境の整備に関すること。
4. 生徒指導に関すること。
5. 生徒の福祉のために活動する他の団体及び機関との協力に関すること。

## 第4章 会 員

第4条 この会は、その趣旨に賛同する札幌市立新陵中学校に在籍する生徒の保護者と教職員とする。会員は互いに尊重し合い、対等な立場で会の運営に参画する権利を有し、等しくその責任を分かち合うものとする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。
3. この会の入会及び退会は任意とする。
4. この会への入会希望者は、「入会意思確認書」の確認事項に同意の上、入会の意を記し提出する。
5. この会の退会は、以下のとおりとする。  
自動退会：子の卒業または転校等により、教職員会員については異動または退職により会員資格を失う者は、自動的に退会とする。

任意退会：退会を希望する者は「入会意思

## 第5章 役 員

第5条 この会の役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名、教職員1名）
3. 事務局長 1名（教職員）
4. 事務局次長 2名（保護者）
5. 会 計 3名（保護者2名、教職員1名）

※各役員については若干名増やすことができる。

第6条 役員は、役員選考委員会において候補者として指名され、総会において承認を得たものとする。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第8条 任期中欠員が生じたときは、必要により後任者を運営委員会で選出する。ただし任期は前任者の在任期間とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を遂行する。
3. 事務局長は会務を処理し、事務局業務を統括する。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその業務を代行する。
5. 会計はこの会の会計業務を処理し、監査を経て総会に報告する。

第10条 役員会は会長が必要と認めたとき招集し、会務を処理する。

第11条 学校長はこの会の顧問とし、各種会合に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 会計監査

第12条 この会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。

第13条 会計監査は必要に応じて臨時会計監査を行い、その結果を定期総会に報告する。

第14条 会計監査は、役員選考委員会において候補者として指名され、総会において承認されたものとする。

第15条 会計監査の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

## 第7章 学級委員会・学年委員会

- 第16条 本校に学級委員会と学年委員会を置き、それぞれの活動を推進する。
1. 学級委員会  
学級委員と学級担任で構成し、学級PTA活動の企画運営、及び学校行事等への協力にあたる。
  2. 学年委員会  
学年ごとに学級委員と担当教職員で構成し、学級PTA相互の連絡調整を図り、学年PTA活動の企画運営にあたる。

## 第8章 総 会

- 第17条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とし、会長がこれを招集する。
- 第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 第19条 定期総会は毎年年度初めに開き、この会の「会務報告」「決算報告」「予算審議」「事業計画」「役員選出」「会則改定」その他の必要事項の審議を行う。
- 第20条 臨時総会は運営委員会または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。
- 第21条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意によって決定する。

## 第9章 運営委員会

- 第22条 運営委員会は総会につぐ決議機関であって、本会の役員、各学級委員をもって構成する。
- 第23条 運営委員会の任務は次のとおりとする。
1. 総会に提案する議案の審議。
  2. 学級・学年委員会、及びPTA活動の連絡調整。
  3. 総会において委任された事故及びその他必要事項について処理する。
- 第24条 運営委員会の議事は会計監査委員を除く出席委員の過半数の同意によって決定する。

## 第10章 事 務 局

- 第25条 事務局は次の業務を行う。
1. 各学級・学年委員会活動の大綱の作成及び連絡調整に関すること。
  2. 総会・運営委員会の企画及び記録に関すること。
  3. 渉外及び関係諸団体との協力に関すること。
  4. 生徒の文化・体育の奨励に関すること。

5. その他この会の活動を円滑に進めるために必要な業務。

## 第11章 役員選考委員会

- 第26条 この会において役員選考委員会を構成し、次年度の役員・会計監査を指名する。
- 第27条 この委員会の構成及び任務は次のとおりとする。
1. 選考委員会は、学年の学級委員から各2名、教職員1名、退会予定役員1名で構成する。ただし、退会予定役員が不在の場合は会長がこれに代わる。
  2. この委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。
  3. 役員候補者並びに会計監査候補者の推薦はあらかじめ本人の同意を得なければならない。
  4. 候補者の氏名は選考委員長によって総会に報告され、役員・会計監査としての承認を得るものとする。
  5. すべての役職が決定した時点において、この委員会は解散する。

## 第12章 特別委員会及びボランティア組織

- 第28条 この会は運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会及びボランティア組織を設けることができる。特別委員会及びボランティア組織は任期終了とともに解散する。

## 第13章 会 計

- 第29条 この会の会計は、会費その他の収入をもってあたる。
- 第30条 会費の徴収等は次のとおりとする。
1. PTA会費は年4回に分けての集金とする。
  2. 会費の集金及び督促、またはそれに付随する事項に関しては、札幌市立新陵中学校PTAと札幌市立新陵中学校との間に締結した業務委託契約に基づき、学校に委任する。
  3. 会費の金額等については、別に細則に定めるものとする。
- 第31条 この会の会費は、総会によって定め、総会で決議された予算に基づいて経理するものとする。
- 第32条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第14章 個人情報

第33条 個人情報の取扱いについて必要な規則は、別に定める。

## 第15章 付 則

第34条 この会の運営について必要な細則は、別に定める。

第35条 細則の新設会派については、運営委員会においての決議とする。

第36条 この規定の改正は、総会の過半数の同意を得て改正することができる。

第37条 この会則は平成4年3月8日より施行する平成5年4月27日、一部改正。  
平成11年4月16日、一部改正。  
平成21年4月16日、一部改正。  
平成22年2月9日、一部改正。  
平成25年4月16日、一部改正。  
平成31年4月17日、一部改正。  
令和8年3月23日、一部改正。

## 細 則

### 第1章 表 彰

第1条 この細則は会則第34条に基づいて定める。

第2条 本会の役員を2年以上務めた退会者には感謝状を送る。会長は、その他、必要に応じて運営委員会の議を経て感謝状を贈ることができる。

### 第2章 慶 弔

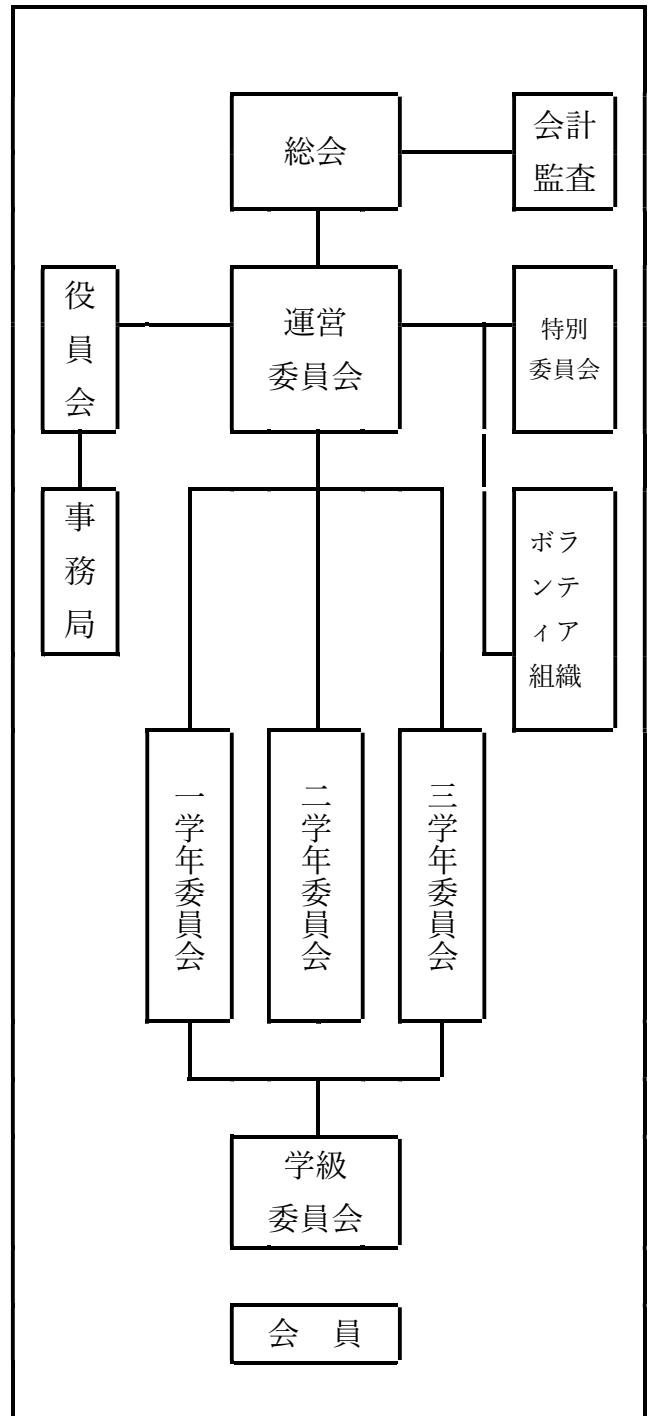
第3条 この会は会員の慶弔に際し、次の規定により慶弔の意を表す。

1. 会員並びに生徒の死亡  
金 10,000円 供花及び弔電

第4条 会長は特に必要と認めた場合、役員承認を得て特別に慶弔等を表すことができる。

第5条 本会の会員で、本会の発展に尽力された方に対する謝意については、運営委員会において協議し、謝意を示す。

## 新陵中学校 PTA 組織図



## 札幌市立新陵中学校PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 札幌市立新陵中学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における、個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料やPTAだより等で会員に周知する。

### (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会員の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等の推薦活動
- (5) 会報誌、PTA役員のホームページ等への掲載

### (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機械等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で管理することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める 事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・委員長・会員・委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切且つ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は平成31年6月1日より施行する。